

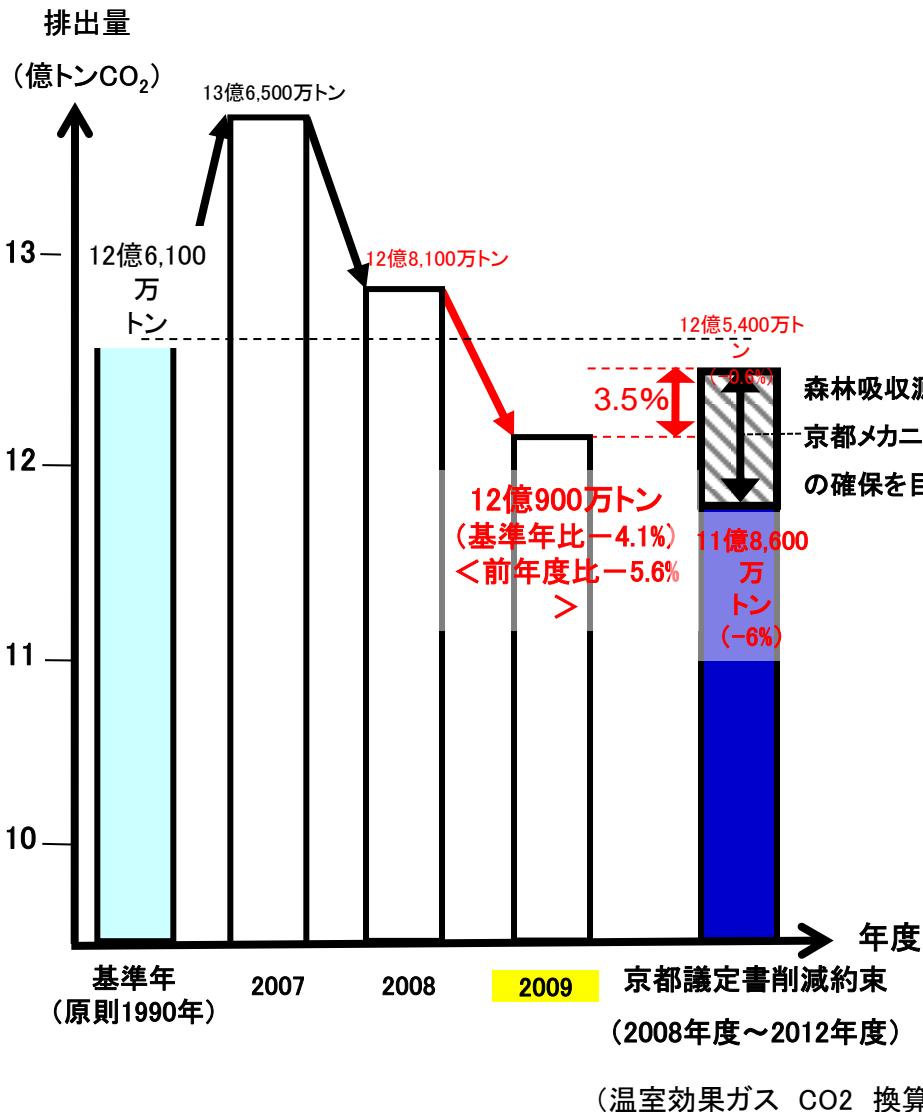
エコ通勤優良事業所認証制度について

中国運輸局 交通環境部

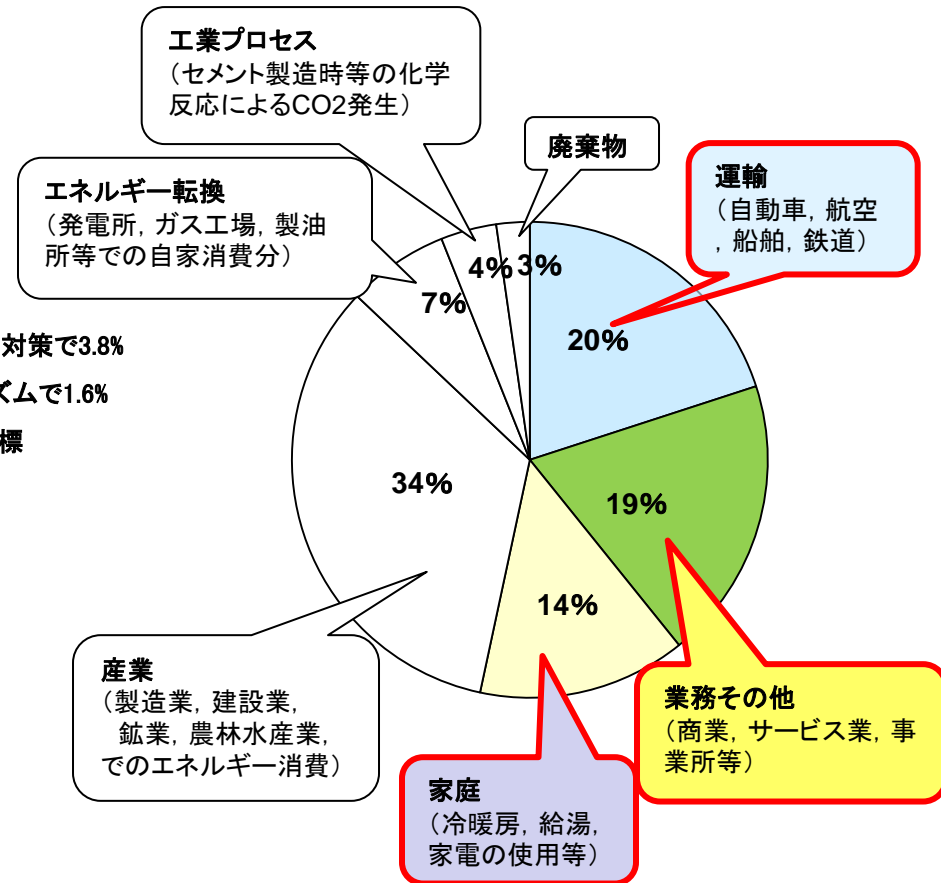
平成23年9月6日

我が国における温室効果ガス排出量の現況（2009年度確定値）

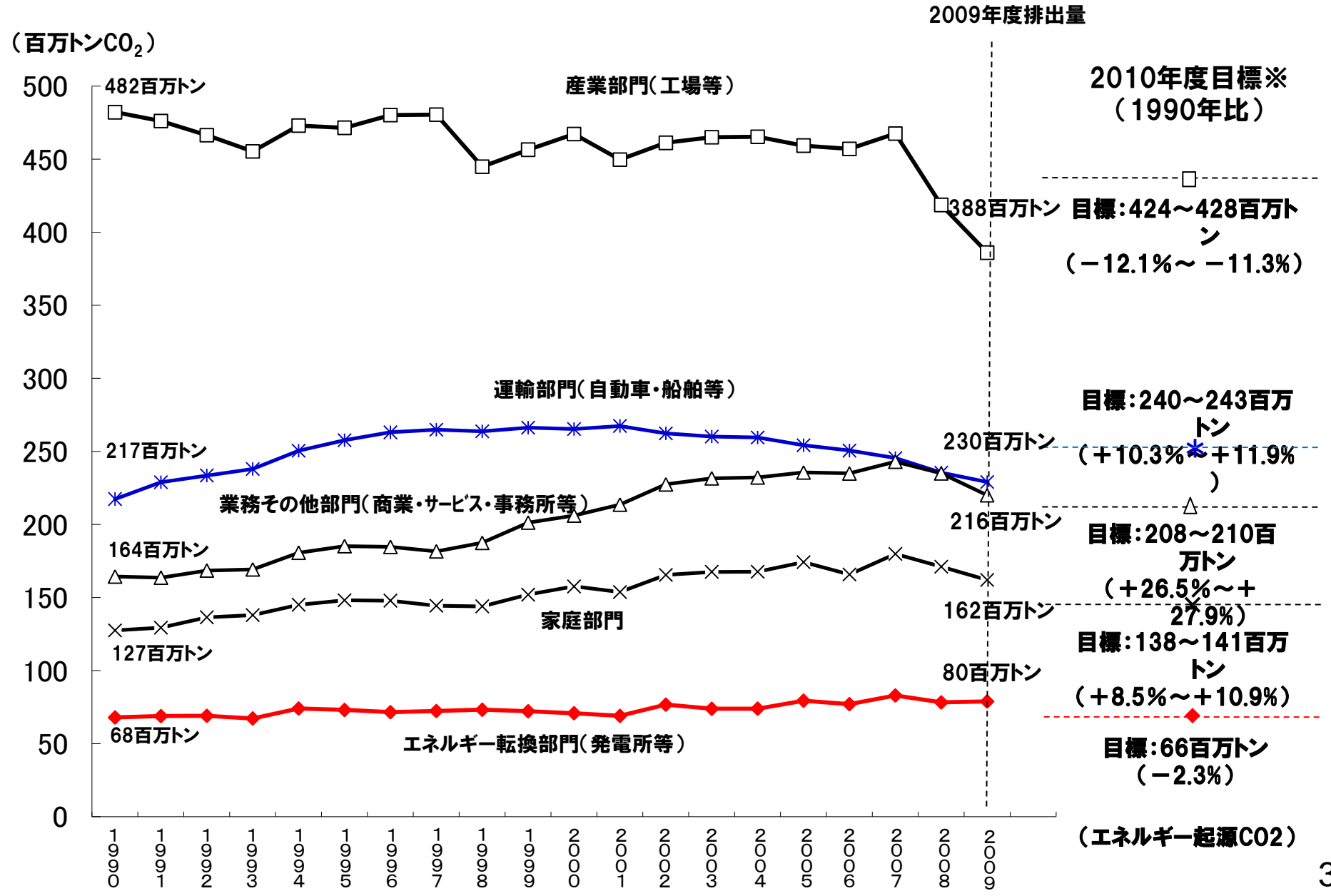
2009年度における我が国の排出量は、基準年から4.1%、議定書約束(1990年比6%減)から3.5%下回っている。



二酸化炭素排出量の部門別内訳



温室効果ガス排出量(部門別)の推移と目標

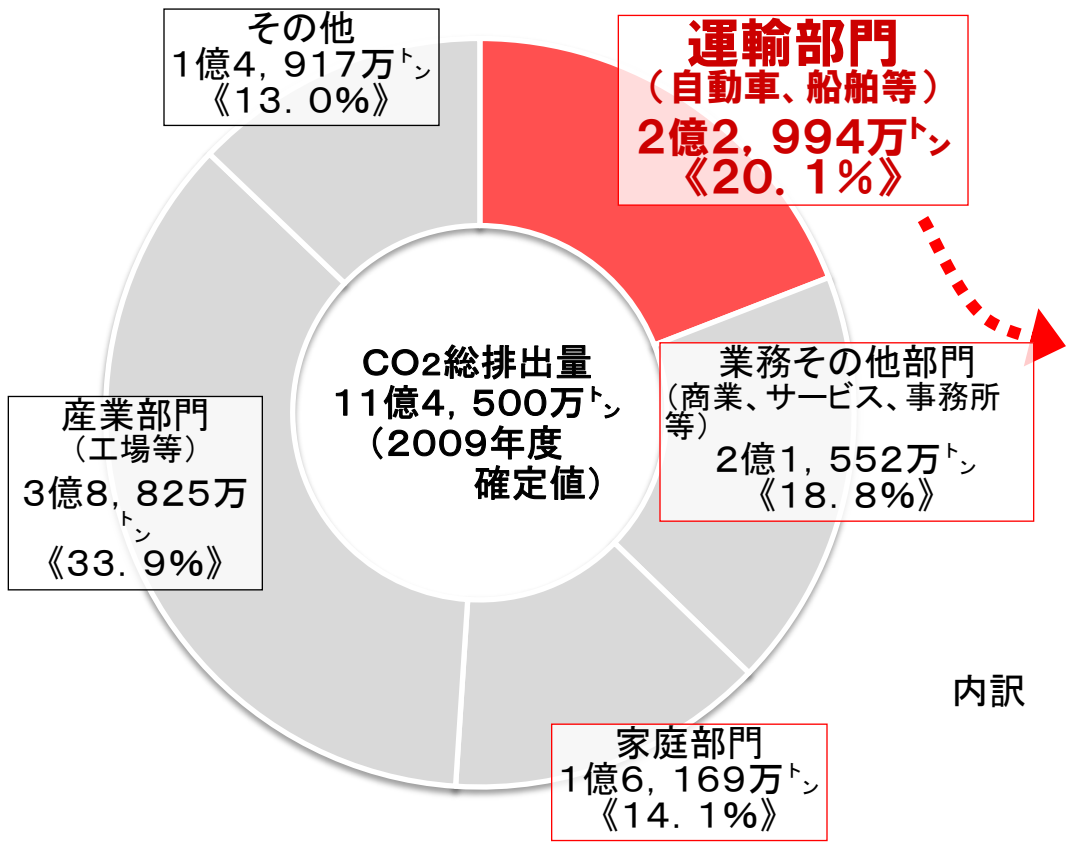


※2010年度目標値は京都議定書目標達成計画(2008年3月28日閣議決定)における対策上位ケースの数値

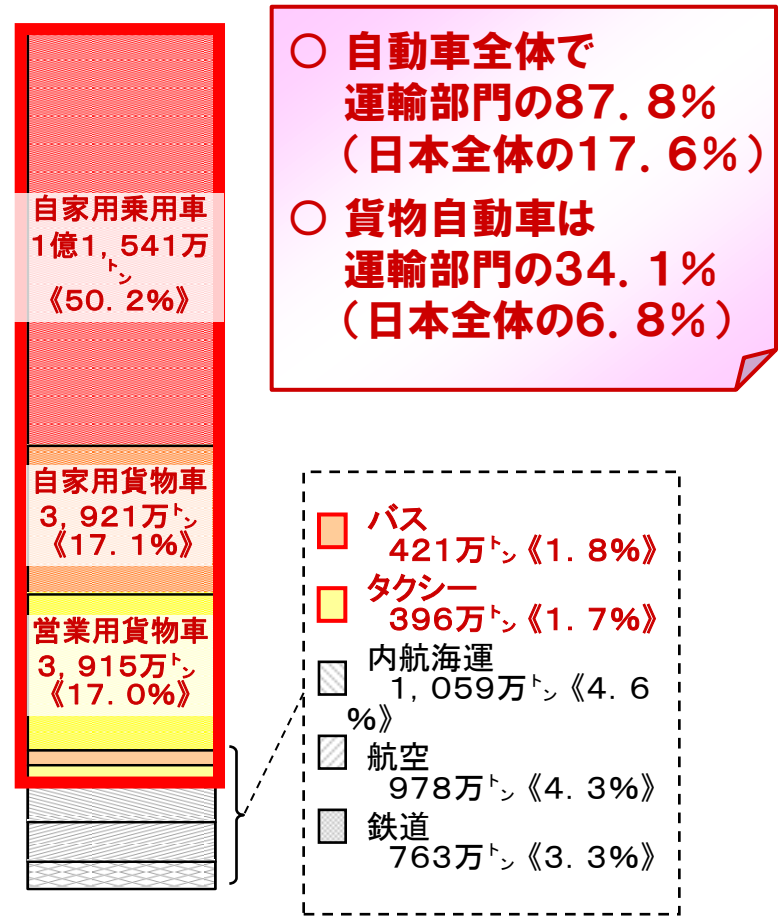
我が国の運輸部門におけるCO2排出量

- 日本のCO2排出量のうち、**運輸部門からの排出量は約20%**。
- **自動車全体**では**運輸部門の87.8%**(日本全体の**17.6%**)、**貨物自動車**に限ると**運輸部門の34.1%**(日本全体の**6.8%**)を排出。

日本の各部門におけるCO2排出量



運輸部門におけるCO2排出量



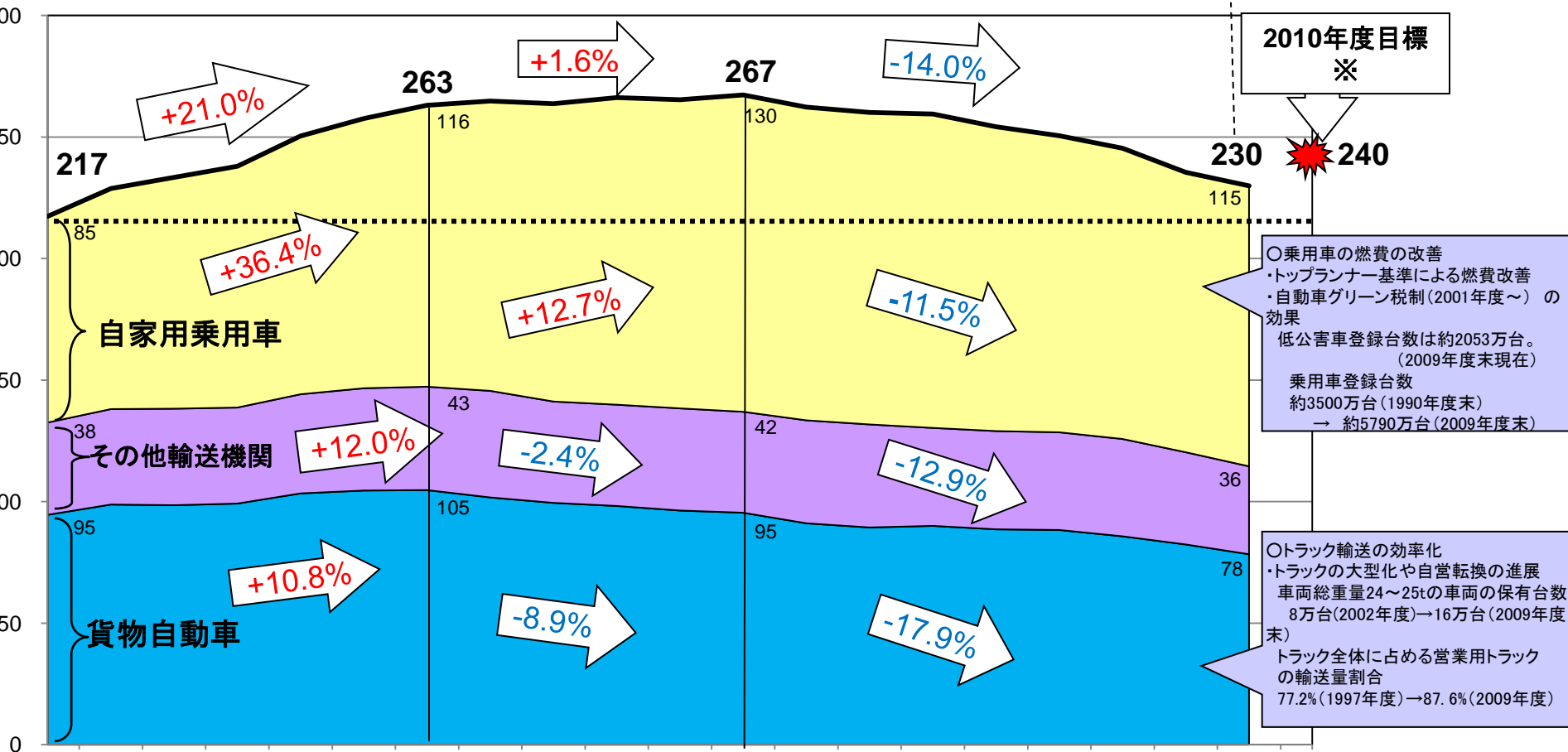
- **自動車全体で** 運輸部門の**87.8%** (日本全体の**17.6%**)
- **貨物自動車は** 運輸部門の**34.1%** (日本全体の**6.8%**)

※ 電気事業者の発電の伴う排出量、熱供給事業者の熱発生に伴う排出量はそれぞれの消費量に応じて最終需要部門に配分
 ※ 温室効果ガスインベントリオフィス「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」より国土交通省環境政策課作成

運輸部門におけるCO2排出量

- 2001年度をピークに運輸部門からの排出量は減少傾向を示している。
- 貨物自動車は1996年度をピークにして減少、自家用乗用車は2001年度をピークに減少

二酸化炭素排出量
(百万t-CO₂)



○乗用車の燃費の改善
 ・トップランナー基準による燃費改善
 ・自動車グリーン税制(2001年度～)の効果
 低公害車登録台数は約2053万台。
 (2009年度末現在)
 乗用車登録台数
 約3500万台(1990年度末)
 → 約5790万台(2009年度末)

○トラック輸送の効率化
 ・トラックの大型化や自営転換の進展
 車両総重量24～25tの車両の保有台数
 8万台(2002年度)→16万台(2009年度末)
 トラック全体に占める営業用トラックの輸送量割合
 77.2%(1997年度)→87.6%(2009年度)

その他輸送機関: バス、タクシー、鉄道、船舶、航空

※2010年度目標値は京都議定書目標達成計画(2008年3月28日閣議決定)における対策上位ケースの数値

国土交通省の地球温暖化対策(中長期目標の達成に向けて)

東日本大震災の影響を見極めつつ、以下のようなこれまでの取組を引き続き推進。

■ 運輸分野

自動車・道路交通対策

「自動車単体対策」 「走行形態の環境配慮化」

- ・2020年に向けた新たな乗用車燃費基準の策定
- ・環境対応車の普及に関する適切なインセンティブの確保
- ・次世代大型車(バス・トラック)の開発・実用化
- ・自動車基準の国際標準化
- ・エコドライブの普及促進等車の使い方の改善 等

「交通流対策」

- ・環状道路等幹線道路ネットワークの整備
- ・自転車利用環境の整備・ボトルネック踏切等の対策
- ・高度道路交通システム(ITS)の推進 等

環境負荷の小さい交通体系の構築

「物流の効率化」

- ・トラック輸送の効率化
- ・鉄道、海運へのモーダルシフト
- ・低炭素港湾づくりの推進
- ・グリーン物流パートナーシップ会議の拡充 等

「公共交通の利用促進等」

- ・鉄道新線の整備
- ・鉄道・バスの利用促進、バリアフリー化
- ・通勤交通グリーン化の推進 等

「鉄道・船舶・航空の エネルギー消費効率の向上」

「国際条約化の推進(船舶)」

■ 住宅・建築物分野

住宅・建築物の省エネ対策

「住宅・建築物の「まるごとエコ化」」

- ・住宅・建築物の省エネ化に向けた工程表の作成
- ・エコ住宅・エコビル普及促進のための支援
- ・省エネ性能の「見える化」、「ゼロエミッション化」
- ・大規模建築物に係る省エネ基準の強化 等

■ 都市分野

低炭素都市づくり(エコタウン)の推進

「集約型都市構造の実現」

「エネルギーの面的な利用の推進」

「下水処理場の再生可能エネルギー供給拠点化」

「都市緑化等の推進」

■ その他

「低炭素型建設機械等の普及促進」

「広域的圏域での低炭素社会づくりの推進」

公共交通の利用促進

公共交通機関の利用者利便の向上や通勤交通グリーン化により、環境負荷の小さな鉄道・バスなどの公共交通機関の利用を促進する。

鉄道等新線の整備、既存鉄道・バス等の利用促進

鉄道新線の整備

都市機能を再生し、魅力ある都市を創造するために、地下鉄の新線整備等による速達性向上、都市鉄道の利便性向上を推進。

- ・仙台市東西線(平成27年度開業予定)
- ・相鉄・JR直通線(平成27年度開業予定)
- ・相鉄・東急直通線(平成31年度開業予定)



地下鉄整備例
:東京メトロ副都心線

ICカード導入等情報化の推進

公共交通機関の利用環境の改善を促進するために、ICカード導入等による情報化を推進。



鉄道駅のバリアフリー化の推進

既存鉄道駅において、エレベーター等の設置による段差の解消や障害者対応型トイレの設置等のバリアフリー化設備の整備を推進



都市部におけるLRTやBRTの導入

環境に優しく利用者本位の交通体系を構築するため、まちづくりと連携したLRTシステムの整備等を推進。

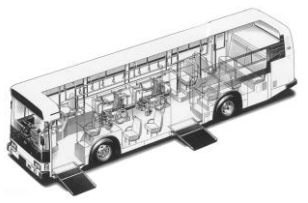


バス・路面電車等の走行空間の改善

道路におけるバスレーンの設置や路面電車等の走行路面、停留所等の整備を推進。

ノンステップバス等の導入促進

高齢者、障害者等が公共交通機関利用しやすくするため、利便性の高いノンステップバス等の導入を促進。



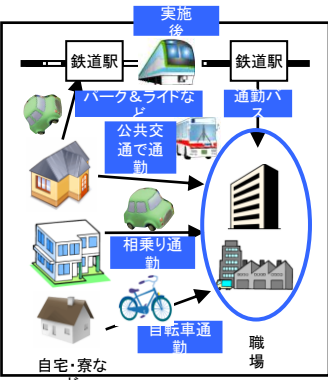
〔 全国で13,822台導入済み (平成21年3月末時点) 〕

通勤交通グリーン化の推進



「通勤交通グリーン化」

事業所主体の取り組み
従業員への働きかけ
電車・バスの情報提供
通勤制度の見直し
通勤バス導入等



エコ通勤優良事業所認証制度

公共交通利用推進等マネジメント協議会(国交省、環境省、経産省、交通事業者、経済団体、学識者等)により、エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証し、登録。

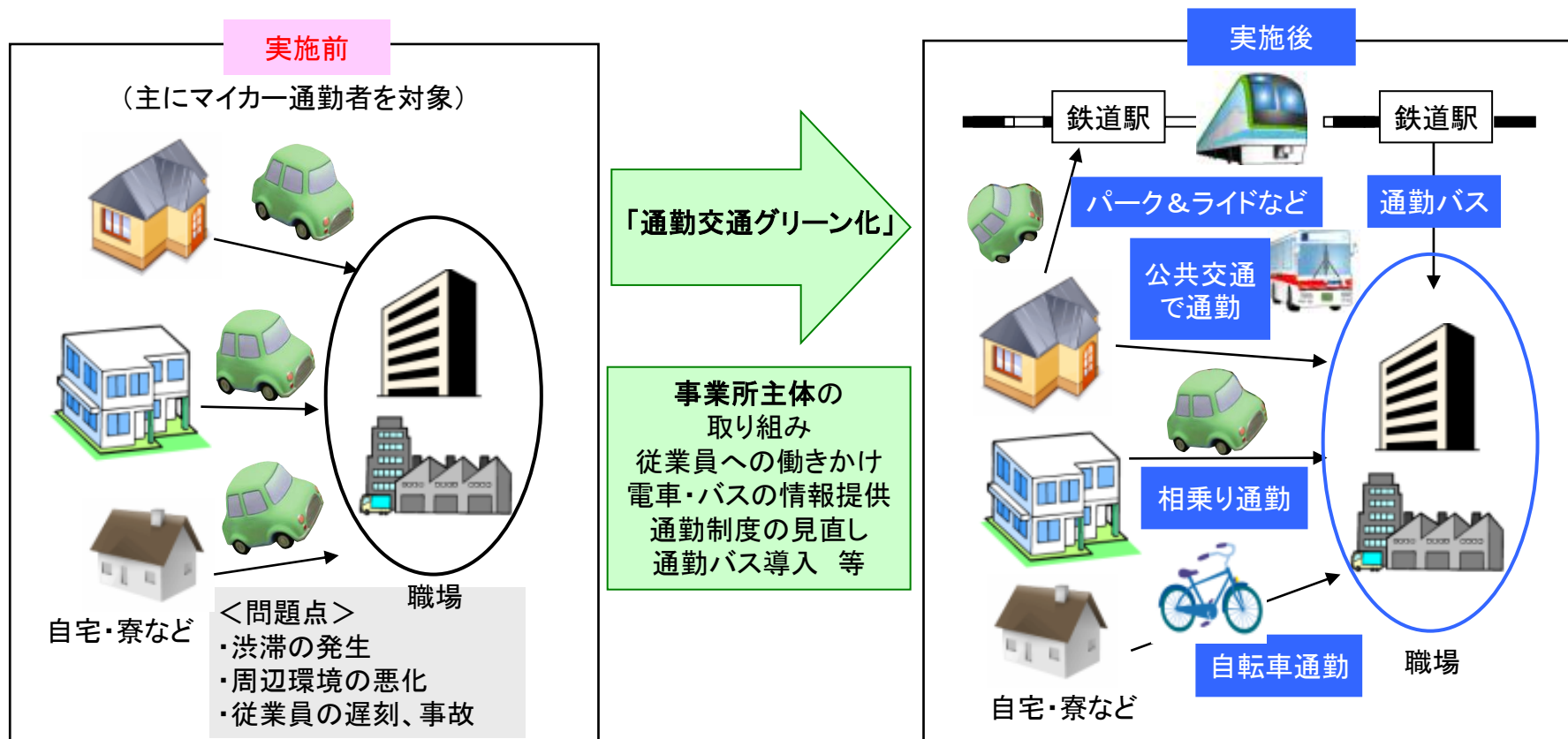
(平成23年7月末現在、412事業所が登録)

平成21年6月創設



エコ通勤とは

従業員の通勤手段をマイカーからより環境負荷の少ない電車・バスなどの公共交通や自転車などに転換することを促す取り組みです。



エコ通勤優良事業所認証制度の概要

目的

エコ通勤の取組みを自主的に、また積極的に取組む事業所を認証・登録し、その事例を広く周知することにより、エコ通勤の普及促進を図る。

認証機関

公共交通利用推進等マネジメント協議会
認証制度事務局: 国土交通省総合政策局交通計画課
交通エコロジー・モビリティ財団

有効期間

認証・登録の有効期間は2年。
1年ごとに取組み状況の報告。
2回(2年分)の報告の内容により、有効期間を2年延長する。

その他

認証にかかる費用は無料。

認証のメリット

・認証を受け、登録された事業所の情報は認証制度ホームページ(交通エコロジー・モビリティ財団)等で公表されます。

・登録事業所には登録証が送付され、ロゴマークの使用が認められます。



・報告されたCO2削減量は京都議定書目標達成計画の実施報告に算入されます。

・特に優秀な取組を行った事業所は、国土交通大臣表彰(交通関係環境保全優良事業所等表彰)に推薦されることがあります。

平成21年度表彰
日東電工(株)尾道事業所

従業員の通勤手段をバスに転換し地球温暖化防止に貢献すると同時に通勤バスを開放し周辺地域住民の足の確保に努めるなど、公共交通機関の利用促進を通じた環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ

平成22年度表彰
(株)八十二銀行

公共交通機関を利用したエコ通勤を推進しグループを挙げて高いエコ通勤比率を達成するなど公共交通機関の利用促進を通じた環境保全に関する活動に積極的に取り組んだ

日東電工(株)尾道事業所のエコ通勤の取組

公共交通路線がなく、約2,000人の
従業員のほとんどがマイカーによる通勤

渋滞などで周辺地域の環境悪化

従業員の通勤に関する事業所の考え方

1. 地域の交通渋滞を緩和し、**地域密着型の事業所**を目指す。
2. **交通事故のリスクを低減**させ、従業員の安全を確保する。
3. 地球環境にやさしい事業所=**エコ事業所**として、従業員の車通勤を削減する。
4. 事業所内の**敷地を有効活用**し、敷地面積における生産性を上げる。

平成19年2月 従業員専用の通勤バスを導入。

尾道市営バス(現おのみちバス(株))に運行委託
工場前に方面別にバス停を設置

平成21年4月 従業員専用バスを路線バス化し、
一般に開放。周辺地域の住民の交通手段を確保。

・約900人の従業員がバスに転換
(年間約1,200tのCO2排出削減)

・通勤時の事故が減少
(18年度36件⇒20年度21件)

・約90人/日の従業員以外の一般客が当
該バスを利用(平成21年6月)



日東電工(株)尾道事業所
(尾道工業団地)

バス路線

3方面(JR尾道駅、東尾道駅、松永駅)
へ、往路62便、復路63便



工場前に方面別に3つのバス停を設置

平成21年度 国土交通大臣表彰を受賞
(交通関係環境保全優良事業所等表彰)

エコ通勤のメリット

地域にとって

- ・周辺地域の通勤時間帯の渋滞緩和が期待できます。
- ・公共交通の利用者数の増加⇔公共交通サービス水準の向上等が期待されます。
- ・地球温暖化防止に寄与します。

事業所にとって

- ・企業イメージが向上します。(環境配慮行動としてISO14001、CRSへ位置づけ)
- ・マイカー通勤のための駐車場経費の削減、社有地の有効活用につながります。
- ・従業員の健康増進、通勤時の事故減少、定時出勤等に寄与します。

従業員にとって

- ・公共交通機関や自転車、徒歩での通勤は、健康増進にも役立ちます。
- ・渋滞に巻き込まれず通勤できます。
- ・交通事故にあう確率が低減し安全に通勤できます。

認証を受けるには

全国の事業所（行政機関を含む）のうち、以下の基準を満たした事業所が対象となります。

- (1) エコ通勤推進担当者が指名されていること
- (2) 従業員の通勤実態を把握していること
- (3) エコ通勤に関する具体的な取組みを実施していること
- (4) エコ通勤プランが作成されていること

「(3)エコ通勤に関する具体的な取組み」とは

以下のア.、イ. のいずれかを実施していること
(イ. の場合は①と②の両方の取組みを実施していること)

ア. コミュニケーション・アンケート※の実施

※ 個々の従業員の交通行動の転換を促すためのアンケート調査

- イ. ①従業員に対するエコ通勤の呼びかけ(例:公共交通情報の提供、チラシの配布、等)
- ②その他エコ通勤に資する取組み(例:エコ通勤を促す通勤制度、自転車通勤の奨励、等)

申請書の作成は

様式1

公共交通利用推進等マネジメント協議会会長 殿

成 年 月 日

申請事業所名
代 表 者 名 _____ 印

エコ通勤優良事業所認証・登録申請書

エコ通勤推進に関する取組みを実施していますので、エコ通勤優良事業所としての認証・登録を申請します。

事業所名	
代表者名	
所在地	〒 _____
従業員数	(_____) 人
エコ通勤推進担当者	
所属	
職・氏名	
TEL	FAX
E-mail	

事業所ごとの申請となります。
複数の事業所を申請する場合は、代表事業所(本店)が一括して共同申請が出来ます。
共同申請する場合でもエコ通勤担当者は、必ず事業所ごとに1人いる必要があります。

エコ通勤担当者の役職は問いません。所属、役職、氏名、連絡先の電話番号、ファックス番号、メールアドレスを記入してください。

○従業員の通勤実態について記入してください。

クルマだけで () 人	鉄道・バスを使って () 人
バイクだけで () 人	自転車だけで () 人
徒歩だけで () 人	

従業員の通勤方法別に人数を記入してください。

○エコ通勤に資する取組みについて、実施した(している)項目に○を記入してください。

(実施を証明するものを添付してください。)

1. コミュニケーション・アンケートの実施※¹

実施期間 ()

コミュニケーションアンケートを実施している場合は、実施時期及びアンケートを行った事分かる書類を添付してください。

↑実施した場合は○を記入

2. その他の取組み

実施項目	(コミュニケーション・アンケートを実施していない場合、以下の①～④から1つ以上の取組みの実施が必須です。)
エコ通勤の呼びかけ	①パンフレットやメールの配布 ②公共交通の情報を提供 ③研修会の実施 ④その他 ()
エコ通勤を促す通勤制度の実施	(コミュニケーション・アンケートを実施していない場合、以下の①～⑦から1つ以上の取組みの実施が必須です。) ①マイカー通勤の禁止 (一定の条件に限る場合を含む) ②相乗り制度の導入 ③時差出勤制度の導入 ④徒歩通勤者への補助制度の導入 ⑤その他 ()
自転車通勤の奨励	⑥自転車通勤者への補助制度の導入 ⑦駐輪場の設置 ⑧レンタサイクルの導入 ⑨自転車通勤者のための更衣室やシャワールームの設置 ⑩その他 ()
駐車場の削減	⑪従業員用駐車場の有料化 ⑫その他 ()
通勤バスの導入	⑬自社所有のバスによる送迎 ⑭バス事業者への運行委託 ⑮その他 ()
在宅勤務制度の導入	⑯在宅勤務制度の導入
その他	⑰ ()

エコ通勤の飛びかけ

- ①配布したパンフレット、メールの文章
- ②配布・掲示した時刻表や路線図
- ③研修会で使用した資料

エコ通勤を促す通勤制度の実施

- ①②③④
- 社内規則の写し

自転車通勤の奨励

- ⑥社内規則の写し
- ⑦駐輪場の写真
- ⑧社内規則の写し、自転車の写真
- ⑨更衣室、シャワールームの写真

駐車場の削減

- ⑪社内規則の写し

通勤バスの導入

- ⑬バスの写真
- ⑭委託契約書の写し

在宅勤務制度の導入

- ⑯社内規則の写し

※1 個々の従業員の交通行動の転換を促すためのアンケート調査

エコ通勤プラン

1. 通勤の現状

周辺交通の現状をふまえた通勤の課題や、現在の取組み等について記述してください。

例)

当事業所は、〇〇駅から2キロに位置し、また駅からは最寄りのバス停までバス路線が存在する。そのような立地条件にありながら、〇割の従業員がマイカーで通勤していた。

周辺道路の通勤時間帯の渋滞対策、従業員の健康対策のため、徒歩や自転車による通勤を勧める講習会を開催してきており、徐々にマイカーから自転車や徒歩に転換する従業員が増えてきたが、まだ〇割以上がマイカー通勤である。

2. 取組みの目標

今後（2年間程度）のエコ通勤の取組みの目標について記述してください。

例)

- ・マイカー通勤者を、二年間で〇人減らす。
- ・マイカー通勤者の〇割が、月1回以上のエコ通勤を実施する。
- ・〇〇社宅に導入している通勤バスを既に全居住者が利用しており、引き続き現在の水準を維持する。

3. 今後の取組み

今後（2年間程度）、上記目標の達成のために実施する取組みの内容について記述してください。

例)

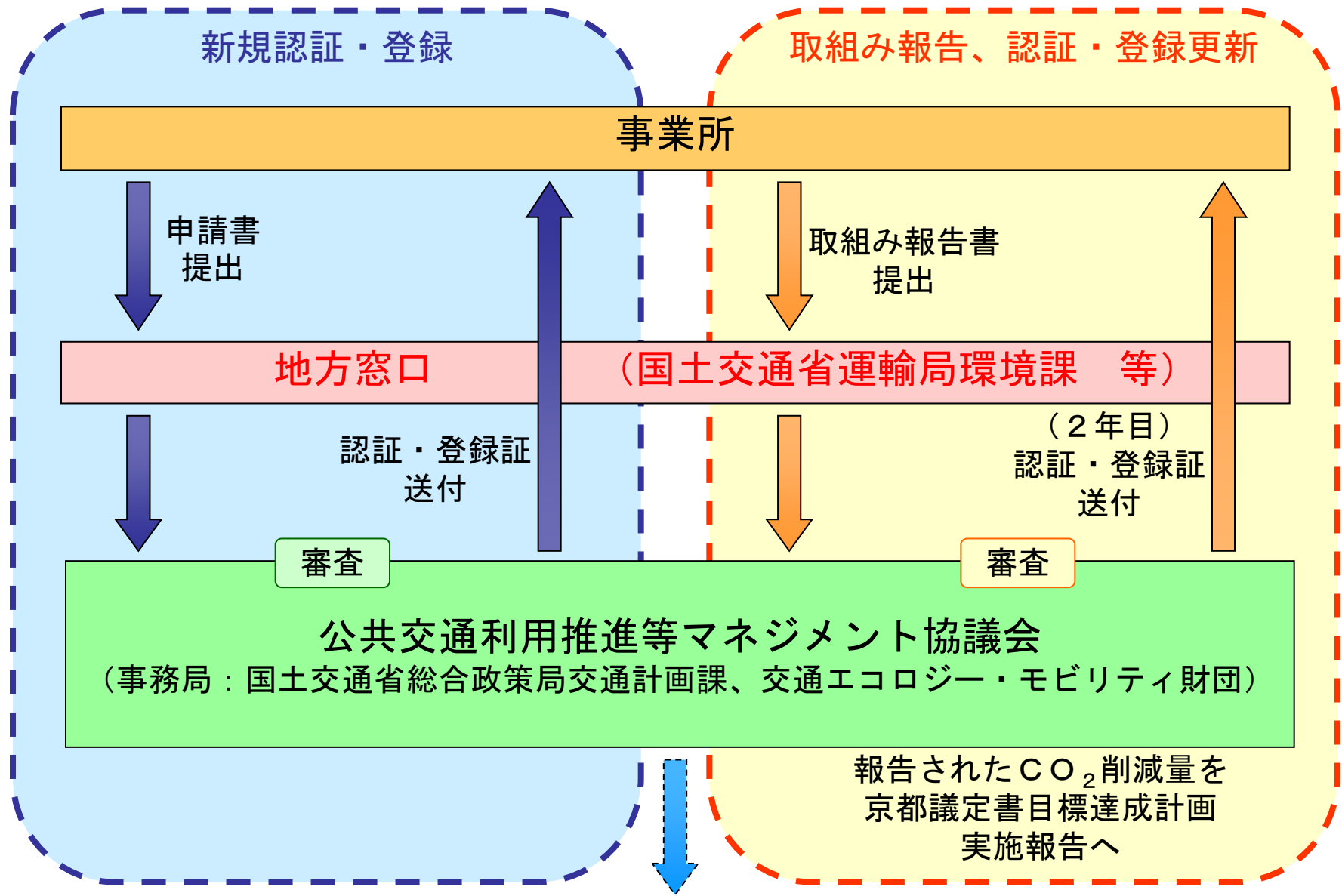
【23年度】

- ・従業員に公共交通の時刻表や路線図を提供する。
- ・半年に一度、エコ通勤や健康送信を目的とした講習会を実施する。(継続)
- ・毎月、従業員のエコ通勤実施状況を調査する。また、調査結果からCO2削減量やカロリー消費量を計算し、社内広報等に掲載する。

【24年度】

- ・2km以内に居住する従業員のマイカー通勤禁止とすることを検討する。(25年度導入を目指す)
- ・周辺事業所と連携し、通勤バスの共同運行を検討する。
- ・駅までの歩道整備を市に要請する。

申請～認証・登録の流れ



国土交通大臣表彰（交通関係環境保全優良事業者等表彰）に推薦